

# サービス利用契約書

契約日 年 月 日

利用者 様

在宅複合型施設ぐる～りあ 訪問介護事業所  
072-777-3572

私たちは  
協同と共生の福祉を  
実践していきます



## ヘルプ協会の福祉ネットワーク

### ① 在宅複合型施設ぐる～りあ

〒664-0891 伊丹市北園1丁目19番1

法人本部 072-777-0765

特別養護老人ホームぐる～りあ 072-777-0573

ぐる～りあショートステイ 072-777-0573

ぐる～りあデイサービス 072-777-0526

ぐる～りあ訪問介護事業所 072-777-3572

ぐる～りあ居宅介護支援事業所 072-777-0523

緑丘・瑞穂地域包括支援センター 072-777-3652

### ③ ぐる～りあ東野

〒664-0004 伊丹市東野1丁目6番地

デイホーム タカさん家 072-773-5606

ぐる～りあ東野サービス付き高齢者向け住宅

072-779-5335

### ④ のつくおん

〒664-0023 伊丹市中野西3丁目23番地

サンピエール中野1階西事務所

のつくおん 072-777-3532

### ② ぶる～む

〒664-0887 伊丹市南野北1丁目3番44号

南野ローズヴィラ102

訪問介護事業所ぶる～む 072-779-9300

ぶる～むデイサービス 072-779-9311

### ⑤ グループホームの～さいど

〒664-0836 伊丹市北本町2丁目79番地

072-779-5358

ぐる～りあ相談支援事業所 072-777-7874

# サービス利用契約書

下記の枠内に記載の事業者と契約者とは、別表記載のサービスを事業者が契約者に提供し、そのサービスに対する利用料金（以下、「利用料金」といいます。）を事業者を支払うことについて、下記のとおり契約を締結するものとし、その証として本書2通を作成し、契約者、事業者が署名または記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとしします。なお、この契約において、サービスを実施する事業者の職員を「サービス従業者」といいます。また、「契約者」には利用者を含むものとしします。

－記－

契約締結年月日	年 月 日
個人情報使用同意年月日	年 月 日

事業者	法 人 名	社会福祉法人ヘルプ協会
	所 在 地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1
	事 業 所 名	在宅複合型施設ぐる～りあ
	所 在 地	伊丹市北園1丁目19番1
	管 理 者 名	管理者 藤田 幸美 印
	利用契約書説明者名	

事業所の管理者は、苦情処理および個人情報の管理責任者を兼務しています。

サービスの利用にあたり、サービス利用契約書について、説明を受け、内容を確認し、個人情報の利用目的（6ページ）の範囲内で個人情報使用同意書（7ページ）に記載の事項について、利用者並びに家族等の個人情報をを用いることに同意いたしました。

契約者（利用者）

住 所	
氏 名	
電 話	

家族代表者

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			
該当するもの全てに ○印をお付け下さい	署名代行者 緊急連絡先	代理人 立会人	法定後見人 任意後見人 その他（                      ）

署名代行者

契約者（利用者）は署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代行します。

	家族代表者が署名代行者の為、省略		
住 所			
氏 名		続 柄	

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する場合は、署名願います。

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			

### 契約者（利用者）が指定する緊急連絡先

事故が発生した場合には、契約者のご家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害防止を図るなど必要な措置を講じます。

主治医	名 称			
	医師名			
	住 所			
	電 話			
第 1 連絡 家 族 親 族	○	家族代表者が第 1 緊急連絡先の為、省略		
	氏 名		続 柄	
	電 話			
第 2 連絡 家 族 親 族	○	家族代表者が第 2 緊急連絡先の為、省略		
	氏 名		続 柄	
	電 話			

利用者	住所			
	氏名		性別	男 女
	契約者との関係		生	年 月 日
サービス内容	開始日	年 月 日		
	曜日	開始時間	終了時間	サービスの種類
	月	時 分	時 分	
	火	時 分	時 分	
	水	時 分	時 分	
	木	時 分	時 分	
	金	時 分	時 分	
	土	時 分	時 分	
	日	時 分	時 分	
	①食事の支度 ②洗濯 ③掃除 ④その他 ( )			
その他の契約	<p>交通費：</p> <p>利用当日の取消に係る料金：所定料金の20%をキャンセル料とします。</p>			
利用料金	<p>通常料金 1時間につき、2600円 <span style="float:right">消費税を含む</span></p> <p>割増料金 1時間につき 3250円（休日、早朝、夜間） <span style="float:right">消費税を含む</span></p> <p>但し、別に定める利用料金表の金額を適用することができるものとします。</p>			
	<p>休日：土曜・日曜・祝日および事業者が定める盆・正月の休日をいいます。</p> <p>早朝、夜間：午前9時～午後6時以外の時間帯</p>			



五 契約者もしくはそのご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為、その他公序良俗に反する行為。

9. 事業者がこの契約に基づくサービスを提供する上において安全衛生あるいは危険防止の必要があると認める場合に、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、かつ必要な措置をとることについて、契約者は予め承認するものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分に配慮するものとします。

10. 契約者は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- 一 サービス従事者に対する宗教活動、政治活動、営利活動、業務妨害行為、公序良俗に反する行為
- 二 サービス従業者に対する契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の私的な提供
- 三 その他、契約以外のサービスの提供を要求すること。

11. 事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負うものとし、速やか履行するものとします。ただし、契約者側に故意又は過失が認められる場合は、損害賠償責任の全部または一部を減じることができるものとします。

12. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない場合、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者またはそのご家族が、契約締結に際し、必要な事項を故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者またはそのご家族が、サービスの提供にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 事業者の提供したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

13. 契約期間中、地震・噴火等の天災地変その他事業者の責に帰すことのできない事由によりサービスが提供できなくなった場合には、事業者は、継続してサービスを提供すべき義務を免れるものとします。その場合、事業者は、契約者に対して、既に提供したサービスについての利用料金の支払いを請求できるものとします。

14. 次の各号に該当する場合は、この契約が終了するものとします。

- 一 契約者が死亡した場合

- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 三 この契約が期間満了し更新されなかった場合、あるいは解約又は解除された場合
15. 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が次の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なくこの契約に定めるサービスを提供しない場合
  - 二 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
  - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
16. 事業者は、契約者が次の事項に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができます。
- 一 契約者が、契約締結時に必要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 二 契約者が利用料金の支払いを2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - 三 契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者の財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 四 契約者の行動がサービス従事者の生命・身体・健康・精神に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
17. この契約が終了した場合において、契約者が、すでに提供したサービスに対する利用料金支払義務その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から一週間以内にこれを履行し、精算するものとします。
18. 契約者は、この契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、予め代理人を定め、契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することができるものとします。
19. 事業者は、提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して、適切に対応するものとします。
20. この契約に定めのない事項について問題が生じた場合あるいは契約条項の疑義解釈については、事業者は、契約者と誠意をもって協議するものとします。また、この契約に

関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上

【利用料金のお支払い方法】 次の方法によります。

- 郵便局の自動払込（推奨）  
郵便貯金通帳をご用意のうえ、所定の手続きをしていただきますと  
便利な自動払込がご利用いただけます。
- 郵便局以外の金融機関での自動振込

【利用料金の設定】

- この契約書の定めによる。
- サービス利用料金表に定める金額による。
- キャンセル料について

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を取消し又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日18:00迄	利用料のご本人負担 無し
サービス利用日の前日18:00以降	利用料のご本人負担分
当日訪問してからのキャンセル	利用料のご本人負担分

# 個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人ヘルプ協会（以下、「法人」という。）は、利用者及び家族等（以下、「利用者等」という。）の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話：072-777-0765）までお問い合わせください。

### 4. 苦情の対応処理

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報保護に関する基本方針は、当法人のホームページ

(<http://helkyo.com/>)で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会  
理事長 田中喜代子

# 個人情報利用目的

社会福祉法人ヘルプ協会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に関する基本方針」の下、ここに利用者及び家族等（以下、「利用者等」という。）の個人情報の「利用目的」を公表します。

## 【利用者等への介護サービスまたは障害福祉サービスの提供に必要な利用目的】

### 1. 法人の事業所内部での利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービス
- ② 介護保険事務または支援費事務
- ③ 介護サービスまたは障害福祉サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所等の管理
  - ・会計、経理
  - ・介護事故、緊急時等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療・障害福祉サービスの向上

### 2. 他の介護事業者等または障害福祉サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者との連携、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務または支援費事務のうち
  - ・保険事務または支援費事務の委託（一部委託を含む）
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 1. 法人の事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや障害福祉サービス、業務の維持・改善の基礎資料
  - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
  - ・事業所において行われる事例研究等

### 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 事業所の管理業務のうち
  - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供なお、あらかじめ利用者等本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会  
理事長 田中喜代子

# 個人情報使用同意書

契約者署名（本書 2 ページ）

家族代表者署名（本書 2 ページ）

契約者（利用者）およびその家族等の個人情報については、サービス契約における機密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

## 記

1. 事業者が訪問介護事業に関する法令に従い、契約者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合。
2. 契約者（利用者）が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合。
3. 事業者が契約終了によって契約者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合。
4. その他、本書 6 ページ記載の「個人情報の利用目的」に記載する範囲内で個人情報を使用する場合

以上

社会福祉法人ヘルプ協会  
在宅複合型施設ぐる～りあ 御中

## 私的利用料金表

### 介護保険以外のサービス

改正前

改正後

通常料金 1時間につき 2500円	→	通常料金 1時間につき 2600円
割り増し料金 1時間につき 3000円	→	割り増し料金 1時間につき 3250円
(休日、早朝、夜間)		(休日、早朝、夜間)
休日：日曜・祝日及び事業者が定める 盆・正月をいいます。	→	休日：土曜・日曜・祝日及び事業者が定める 盆・正月をいいます。
早朝、夜間：午前9時～午後6時以外の時間帯		早朝、夜間：午前9時～午後6時以外の時間帯

※尚、30分以上15分ごとでのご利用が可能になりました。

※利用前日18：00以降の取り消しに係る料金：所定料金の100%をキャンセル料とします。